

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金で整備した救急車を目的外使用

1 件 不当金額(支出) 1 5 4 4 万円

1 交付金事業の概要

富山県は、平成29年度に、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業として、交付金の交付を受けて、原子力発電施設等による災害が発生した場合等の緊急時において必要となる医療に用いられる物品の整備を目的として、富山県立中央病院(以下「中央病院」)に救急車1台を事業費1544万円(交付金1544万円)で整備した。

原子力災害対策指針等によれば、原子力災害時において汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う原子力災害拠点病院(以下「拠点病院」)は、原子力災害が発生した道府県に出動するなどして救急医療等を行う原子力災害医療派遣チームを配置するとともに、原子力災害医療派遣チームの派遣に必要な車両を有していることが望ましいとされており、原子力規制庁は、当該車両について、派遣に必要なときに確実に使用できる状態にあることが重要としている。

交付規則によれば、交付金の交付対象は、原子力発電施設等による災害が発生した場合等の緊急時において必要となる医療に用いられる物品の整備等に係る事業に要する費用とされており、内閣府本府は、交付金により原子力災害医療派遣チームの活動用車両を整備する場合は、原子力災害時に使用することを前提として配備するものであり、人道的な理由から一時的に使用する場合等を除いて、他の用途との兼用を前提とした交付申請に対しては交付決定を行わないとしている。

2 検査の結果

同県が同本府に提出した交付申請書等によると、同県が拠点病院に指定しようとしている中央病院は、転院のために他の医療機関に患者を搬送するなどの通常の用途に使用している救急車を1台保有しているものの、原子力災害医療派遣チーム専用の車両を有していないことから、中央病院に原子力災害医療派遣チームの活動用の救急車を整備するとしていた。そして、同本府は、当該交付申請書等に基づいて交付決定を行っていた。

しかし、同県において交付金に係る交付申請書の作成等を行っていた部局は本件救急車が原子力災害医療派遣チーム専用のものであると認識していたものの、実際に本件救急車を管理する中央病院は認識していなかったため、中央病院は、30年2月に本件救急車が納入された後、不具合が生じていた既存の救急車の代わりに本件救急車を通常の用途にも使用することとし、同月に既存の救急車を同県の他部局に管理換していた。それ以降、中央病院の救急車は、本件救急車1台のみとなっていた。このため、本件救急車は、納入された直後から既存の救急車が担っていた通常の用途に使用されていて、原子力災害時に原子力災害医療派遣チームの活動に速やかに使用できないおそれがある状態となっていた。

したがって、本件救急車は、原子力災害医療派遣チームの活動用車両として整備されたにもかかわらず、補助の目的外に使用されており、原子力災害時に原子力災害医療派遣チームの活動に速やかに使用できないおそれがある状態となっていて、これに係る交付金1544万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
内閣府本府	富山県	原子力発電施設等緊急時安全対策交付金	平成29	円 1544万	円 1544万	円 1544万	円 1544万